(リ)　企画割引「Kansai Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間から10日間のいずれかの間に、ニ）に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ車が利用する普通車（西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数の別に次表の額とする。

最大日数	料金
２日間	5,500円
３日間	6,500円
４日間	7,500円
５日間	8,500円
６日間	9,500円
７日間	10,500円
８日間	11,500円
９日間	12,500円
10日間	13,500円

ハ）実施する期間

平成29年10月25日から平成29年12月17日までとする。

ニ）適用区間

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から川西インターチェンジまで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから佐用インターチェンジまで、山陽自動車道吹田山口線の神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまで並びに阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線の神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹まで（ただし、第二神明道路の神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間の一部又は全部と連続して通行する場合に限る。）及び神戸市道高速道路湾岸線の神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間並びに近畿自動車道天理吹田線、近畿自動車道松原那智勝浦線、近畿自動車道敦賀線、関西国際空港線、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、京奈道路、湯浅御坊道路、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路、奈良県道路公社及び大阪府道路公社が管理する第二阪奈有料道路、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネルの全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

(ヌ)　企画割引「速旅　Central Nippon Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間から14日間のいずれかの間に、ニ）に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行する普通車のうち、ＥＴＣクレジットカードを使用して通行料金の納付を行おうとする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ車が利用する普通車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、中日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数に応じて下表に掲げる額とする。

最大日数	料金
２日間	5,000円
３日間	6,000円
４日間	7,000円
５日間	8,000円
６日間	9,000円
７日間	10,000円
８日間	11,000円

最大日数	料金
９日間	12,000円
10日間	13,000円
11日間	14,000円
12日間	15,000円
13日間	15,500円
14日間	16,000円

ハ）実施する期間

平成29年10月25日から平成30年９月30日まで

ニ）適用インターチェンジ

中央自動車道西宮線の八日市インターチェンジから京都南インターチェンジまで及び近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから草津ジャンクションまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が事業を営む高速道路

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。